R5.12.4 第4版

「徳島旅・体験クーポン」
登録のご案内

クーポン発行者（宿泊施設）用

1

「徳島旅・体験クーポン」
登録問い合わせ窓口

○電話：088-624-5525
○受付時間：9:30 ～17:30（年末年始休）
○メールアドレス：tokushima-coupon@bsec.jp

発行　徳島県

1　「徳島旅・体験クーポン」の概要

○期間
令和５年１１月１日（水）～令和６年１月３１日（水）
ただし、次の期間（年末年始）を除きます。
※クーポン発行停止期間
令和5年12月28日（木）～令和6年1月8日（月・祝）
※クーポン利用停止期間
令和5年12月29日（金）～令和6年1月8日（月・祝）
※令和5年12月2日（土）をもって、クーポンの新規受付を停止しました。

○クーポン額
１人泊あたり５千円（平日休日同額）２泊まで。
なお、一度チェックアウトした場合や別予約の場合でも同一施設で３泊以上される場合は対象外です。

○クーポン付与方法と種類
県内登録宿泊施設にて、電子クーポン「region Pay」（紙出力含む）を付与

○対象
・令和５年１０月１３日（金）以降に予約された宿泊
・日本国内に居住する者による徳島県内の宿泊施設における宿泊であって、一般的に利用可能な方法で予約されたもの

○対象外
・令和５年１０月１２日（木）以前の予約（既存予約）
・海外旅行者（インバウンド）による宿泊
・公務員等の公費による出張
※なお、教育旅行、学校行事の生徒を対象とする場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。
・宿泊料が無料（※）の乳幼児による宿泊
※食事代、入浴税、施設使用料等が必要な場合も対象外
・添い寝プランを利用した小学生以下の宿泊
・令和５年１２月３日（日）以降の予約

○利用店舗
県内各店舗（登録制）

○クーポン利用期限
チェックアウト日の２３時５９分まで
ただし、８泊以上の場合においては、チェックインから８日目の２３時５９分まで

2　「徳島旅・体験クーポン」フロー図

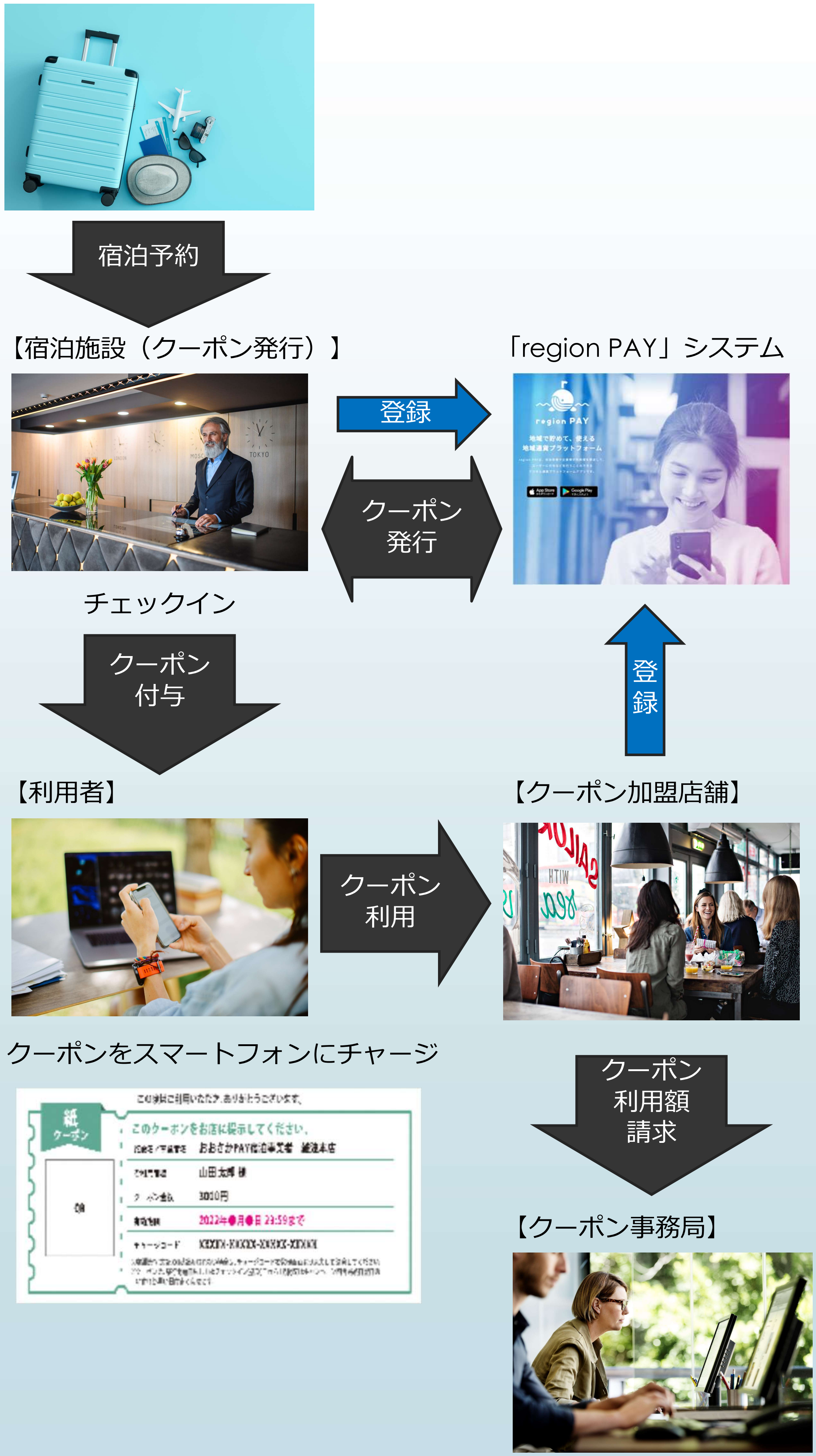

3　発行店（宿泊施設）の登録（参加方法）

　今回の電子クーポンは、全国旅行支援（みんなで！徳島旅行割）と同じ「region PAY」を使用します。
　次のとおり、**「徳島旅・体験クーポン」の実施に際し、改めて「発行店（宿泊施設）」として手続きが必要**となりますので、ご協力よろしくお願いします。

（1）「みんなで！徳島旅行割」で登録済みの宿泊施設

次のとおり、登録継続のお手続きをお願いします。

①「クーポン事業者管理システム」にアクセス
　https://biz.campaign-management.jp/BIZ/

　継続登録の場合、施設のデータはシステム上で保存されていますが、今一度、マイページから、施設情報をご確認いただき、変更等がある場合は適宜修正をお願いします。

※継続して登録された場合も、新しいＩＤ・ＰＷが「region PAY」から届きます。

（2）「徳島旅・体験クーポン」で新たに登録される宿泊施設

次のとおり、新規登録をお願いします。

○登録方法
①「新規事業者登録ページ」にアクセス
https://biz.campaign-management.jp/shop_mail/entry_136

②登録画面を開き、事業者名・店舗名など必要事項を入力
③「誓約書兼同意書」を確認し、入力画面に「同意する」にチェック
④「送信ボタン」を押して、エントリー完了

※詳細は、別途配布する「クーポン取扱管理システム事業者登録マニュアル」をご参照ください。

4　クーポン付与手続き

○現在、クーポンの追加発行はできません。
　予約変更等の場合は、別途事務局が示すスキームに従ってください。

（１）クーポン付与
　チェックイン時に「region PAY」システムにより、クーポンを付与してください。
　なお、宿泊施設でクーポン発行事務が可能となるのは、令和５年１０月２５日以降です。

※　具体的なクーポン発行、付与の手続き（操作方法）は、region PAYサイト内の「宿泊事業者用管理画面マニュアル（徳島旅・体験クーポン）」をご参照ください。

（２）予約
　クーポン付与の対象となる予約は、旅行会社経由、宿泊施設直接予約であるかを問いません。ただし、令和５年１０月１２日以前の予約（既存予約）、また、令和５年１２月３日以降の予約は対象外です。

（３）本人確認
　本人確認書類により、日本に在住であるか否か等、クーポン付与対象者であるか否かをご確認をお願いします。

（４）受領書
　クーポン受領書を作成し、５年間保管してください。
　受領書はクーポン付与額、人数、付与日、部屋番号、対象外の宿泊でない旨の確認を記載し、チェックイン日（クーポン付与日）に受領者直筆の署名をお願いします。

（５）旅行会社等との連携
　添乗員が同行する団体旅行等、クーポン付与対象者がチェックイン前に特定でき、かつ、チェックイン時にクーポン付与済みであることが確認できる場合は、チェックイン日の前日以降、宿泊施設で発行したクーポンを旅行会社等から渡しても差し支えありません。
　なお、宿泊施設においても県内観光施設等でできるだけクーポンが利用しやすいよう可能な範囲で御協力をお願いします。

（６）その他・不正対策等
　架空宿泊等の不正が行われないよう、各宿泊施設においては十分な不正防止対策を実施してください。

5　対象となる宿泊施設

○旅館業法（昭和23 年法律第 138 号）第３条第１項により徳島県知事の許可を受けた宿泊施設又は、住宅宿泊事業法（平成29 年法律第 65 号）第３条第１項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもの。

○宿泊施設の経営者（代表者の他、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（徳島県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないこと。

6　宿泊施設の責務（参加規約）

（１）「徳島旅・体験クーポン（以下、「クーポン」という。）」事業の実施に際し、徳島県が別途発行する「登録のご案内」の記載内容のほか、徳島県が決定する規定等を理解し、遵守します。
（２）クーポン事業を宿泊者に十分に周知し、適切にクーポン付与を行います。
（３）本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から５年間保管します。
（４）徳島県及び事務局が宿泊施設・事務所等への立ち入り検査、帳簿の閲覧等を実施する場合は、協力します。
（５）クーポン付与対象となる宿泊に係る旅行及び旅行会社から得た旅行商品に関する情報について、必要に応じて徳島県及び「徳島旅・体験クーポン事務局（以下、「事務局」という。）」に提供します。
（６）クーポン付与に関して不正等を行った場合や、クーポン発行者の責により、金額の相違や対象外へのクーポン付与を行ったことが判明した際には、返還請求に応じるとともに、宿泊施設名等の公表に応じます。
（７）本規約または「登録のご案内」に記載のない事項で疑義が生じた場合、徳島県及び事務局と協議のうえ決定します。